

業務ニュース名古屋

申第2号「定期大会の発言に基づく改善要求について」協議を行う！

地本は、10月4日、申第2号「第33回定期大会の発言に基づく改善要求について」の業務委員会を行い、職場からの要求について会社と議論を行ってきました。以下、回答と主なやりとりです。

《申し入れと会社回答》

1. 感染症対策に関して

(1) 新型コロナウイルス感染症では、多くの感染者や濃厚接触者により休日出勤が多数発生した職場があった。現在、第9波と言われ感染者が散見されている。5月以降新型コロナウイルス感染症は5類へと移行し現場ではマスク配布・アルコール消毒液設置箇所が減少した。過去の教訓を活かして、希望者にはマスクを配布し職場にはアルコール消毒液を設置すること。感染症対策には万全を期し、政府等からの指導に依拠せず、積極的に対策を講ずること。

【回答】適宜適切に対応している。

〈主なやりとり〉

組合: この間、新型コロナウイルス感染症に関わる申し入れについては全て幹事間での回答だった。何故、今回は業務委員会で議論となったのか。

会社: 新型コロナウイルス感染症については、日々、国の対応が変わっていたことから即応性を重視してきた。

組合: 5類以降も感染者は出続けている。職場ではアルコール消毒液設置が無くなった箇所がある。行き過ぎた経費節減はやめ現場にアルコール消毒液を設置すべきだ。

会社: 現場での対応である。この場にはある。

(2) 勤務認証については、5類以降就業制限の取扱いはしないとなっている。会社は、5日間の療養期間を指定している。会社都合で出勤させない場合は就業制限の扱いをすること。

【回答】権限外事項である。

2. 労使関係について

(1) 労働組合からの申し入れには、誠意を持って団交または業務委員会を開催し窓口回答のみで済ませることはやめること。

【回答】協約に則り適切に対応している。

(2) 業務改革については、内容を組合に説明する前に、プレス発表及び管理者による説明会がなされ遺憾であった。施策実施にあたっては事前に組合との協議の場を設けること。

【回答】協約に則り適切に対応している。

(3) 出向先の事案について組合と議論する場を設けること。

【回答】協約に則り適切に対応している。

(4) 安全設備(可動柵・屋根・照明・雑草)について、組合との議論の場を設けること。

【回答】協約に則り適切に対応している。

(5) 職場の組合員が組合掲示板の設置を申し出た場合は、当該職場に組合掲示板を設置すること。

【回答】適宜適切に対応する。

3. 勤務時間のとらえ方について

(1) 乗務員の規程訂正時間について、「乗務員勤務の所定労働時間における余り時間」と回答をされるが、非現実的かつ不合理な回答である。7月から作業基準のみ貸与となり作業要領・運転取扱実施基準規程等は希望者のみ貸与となり訂正作業は減少することが見込まれる。現行の乗務員勤務制度では膨大な規程類訂正は困難と判断し今回の取扱いとしたのか見解を明らかにすること。

【回答】乗務員はCAST及び車携機において規程データの閲覧が可能であるため規程冊子の個人貸与の必要性が無くなったと判断した。規程類が電子化することで規程を常に最新の状態に保つことができ、これまで以上に正確性・安全性の向上が見込まれる。

〈主なやりとり〉

組合:乗務員は以前から、規程類は何処に何が書かれているのか覚えてきていた。紙資料だと関連する規程をメモ書きしたりして利便性を図ってきていた。電子化ではそういった事が出来なくなった。

会社:電子がされても使い勝手は変わらないと認識している。

(2)乗務員職場では、出勤時間より以前の早め出勤が日常化している。出勤時刻をもって勤務時間として扱うこと。

【回答】そのような考えはない。

4. 60歳以降の労働条件等について

(1)60歳以降となると、現行の医学適正をクリアしていたとしても体力・能力の衰えは否定できない。個人に応じた職種の選択肢を拡げ専任社員、65才定年、あるいは、70才まで働ける環境を整えること。

【回答】適宜適切に対応している。

(2)2021年4月に高齢者雇用安定法が改正され、65才までの雇用確保に加え、70才までの就業確保措置をとることが努力義務として新設された。今後の会社の対応について明らかにすること。

【回答】権限外事項である。

(3)希望のある場合は他職への異動を行うこと。

【回答】そのような考えはない。

(4)乗務員の高齢者向けの行路を作成すること。

【回答】そのような考えはない。

(5)5日間連続する勤務の指定を行わないこと。

【回答】法令等に従い適宜適切に対応している。

(6)乗務員の乗組の希望を尊重すること。

【回答】そのような考えはない。

(7)休日の完全な付与に加え、年間休日を150日とすること。

【回答】権限外事項である。

5. 運転規制の取り扱いについて

(1) 風規制において、規制区間が長すぎる。風の影響がない区間でも規制されるため遅延は大きくなり、お客様への説明もつかない。適切な規制区間に改めること。

【回答】運転規制区間の設定については適切に対応している。

〈主なやりとり〉

組合: 以前も議論したが、その場で対応している社員は無駄に区間が長いと意見が出されている。

会社: 当社だけではなく専門のコンサルも受けている。

6. 教育・研修について

(1) 規程類の訂正については、訓練等で改訂箇所の説明を行うこと。

【回答】必要に応じて訓練で周知している。

(2) 運転士の訓練時間は2Hとすること。

【回答】必要な教育や訓練を必要な時間実施している。

(3) 施策の導入、基本動作等の変更、施策やアプリ導入に際して、一部の業研を全ての職場の要求であるかのような会社の回答や職場での言動が目立っているが職場の本音とは疑わしい。業研を利用した会社施策導入はやめること。

【回答】会社として必要な施策は実施する。

(4) 新たな機器、アプリケーションの活用が図られているが、異常時用は使用機会が限られ、使用方法に不安がある。ランダムに訓練機会を増やすこと。

【回答】異常時の場合も含め必要な教育は実施している。

7. 健康管理について

(1) 健康診断は社員の希望する箇所で受検できるようにすること。

【回答】権限外事項である。

(2) 健康診断を泊まり勤務者は年2回実施している。全て勤務時間とすること。

【回答】権限外事項である。

(3) 現在の運転士行路に於ける泊まり勤務の睡眠時間で4時間を確保できない行路が多くある。絶対的な睡眠不足は健常者であっても眠気を否定できない。よって、睡眠時間としての5時間

以上を確保できる乗務行路に改めること。

【回答】必要な時間は確保している。

(4) 休養前に乗務報告書作成を強要され睡眠時間が僅少になっている。睡眠時間前の乗務報告書作成はやめること。

【回答】事象内容により必要な報告時機を指示している。

〈主なやりとり〉

組合: 汚物処理等、毎日同じ事を書かされている。指令員の勤務に合わされているのではないか。

会社: 必要なものは提出していただく。

(5) 運転適性検査(クレペリン)は午前中に終了できる時間設定とすること。

【回答】適宜適切に対応している。

8. 労務管理について

(1) 課員の私服添乗、管理者による裏面添乗をやめること。

【回答】必要な添乗や指導は実施する。

(2) ICカード(運転情報記録装置)、ドライブレコーダーを悪用した社員管理をやめること。

【回答】そのような事実はない。

(3) 乗務員に対する出場報告は、操作扱いのために休憩時間であっても落ち着いて休憩できないので見直すこと。

【回答】出場状況把握機能については労働時間内での操作を指導しており、そのような考えはない。

(4) ワンステップ活動、業研、区所でのイベント等について、年休抑制等、要員に支障が発生する事がないように運用すること。

【回答】適宜適切に対応している。

〈主なやりとり〉

組合: 現場では業研・ワンステップが優先され年休が抑制されている。年休抑制は問題である。

会社: 適切に対応している。

9. 駅、車両設備、沿線環境の整備について

(1) 駅、沿線の雑草・樹木対策は、早め実施すること。

【回答】適宜適切に対応している。

(2) 飯田線・高山線では落雷による列車遅延が同じ箇所で行っている。対策を講じること。

【回答】状況に応じて適切に対応している。

〈主なやりとり〉

組合：状況に応じてとはどのようにしているのか。

会社：雷害対策は設備が古くなった箇所を優先的にしている。

組合：避雷針の設置は検討しないのか。

会社：避雷針が設置されていても沿線周辺に落雷があると地面を伝わり電流・電圧が上がり踏切故障等が起きる。

組合：よく信号機に落雷があると聞くがそのようなことは無いのか。

会社：信号機自体に落ちることはまれである。

(3) ATS-PTによる停止パターンの保持及び更新の分かる装置を全車両に整備すること。

【回答】そのような考えはない。

(4) 運転士タブレット(CAST)は大きく重いので携帯に負担となっている。又、設置により運転席右側の視界が非常に悪い。スマートフォンだけで機能は果たせるので、携帯の負担軽減と視界確保を図ること。

【回答】CAST・スマートフォンそれぞれに業務上の必要性が異なり現行のとおりとする。CASTを携帯することで規程(紙資料)の携帯が省略できる。その点では携帯の負担軽減は果たしている。

(5) 停止目標は全て運転席左側とすること。

【回答】そのような考えはない。

(6) 踏切安全確保について、踏切支障報知装置、障害物検知装置の動作を視覚以外に運転士に知らせる装置の開発を急ぐこと。

【回答】適宜適切に対応している。

(7) 新たに使用開始された職務乗車証は、三重県内近鉄線との共用駅(津・松阪・伊勢市)では

従来、使用可能であった自動改札機が使用できなくなった。当社社員はもとより近鉄社員にも迷惑を掛けている。自動改札機使用ができるよう改善すること。

【回答】権限外事項である。

〈主なやりとり〉

組合:権限外事項と回答されるが東海鉄事内での問題である。状況を鉄事から本社にしっかり伝えていているのか。

会社:判断するのは本社である。

(8)高山線、長森駅・各務ヶ原駅出口に集札箱がない。設置すること。

【回答】そのような考えはない。

〈主なやりとり〉

組合:車掌集札が無くなりワンマン列車は全車扱いである。集札箱は片側にしかない。

会社:適切に対応している。

組合:車内放送は駅集札箱へ入れるように案内している。困っているのはお客様である。

(9)キハ75形冷房効果が悪い。適切な車内温度が維持できるように改善すること。

【回答】車両の点検・保守等、適宜適切に対応している。

〈主なやりとり〉

組合:適宜適切と回答されたが車内の暑さは現実である。他路線の電車から乗り換えると歴然である。

会社:交番検査で3ヶ月毎に熱交換機の整備をしている。H28年には熱交換機を全部取り替えた。冷房効果が悪ければ申告していただきたい。

組合:キハ75形は暖房効果も悪い。新型車両への置き換えは何時なのか。

会社:現時点では決まっていない。

組合:現場では、新型75形の要望等聞いている。昨今の気象条件に対応できる空調装置を採り入れ快適な車内空間の確保を要求する。

(10)HC85系は、右側視界が悪すぎる。改善すること。

【回答】そのような考えはない。

(11)伊勢市駅洗浄線、大雨で排水が追いつかず冠水する。排水設備を強化すること。

【回答】適宜適切に対応している。

10. ダイヤ改正について

ダイヤ改正に当っては、前広な議論の場を設けること。

【回答】協約に則り適切に対応している。

11. 営業取り扱いについて

(1) IC乗車券を全線区・全駅で使用可能とすること。設置する場合は特急列車停車駅を優先させること。

【回答】トイカ利用エリアを全線に拡大する。尚、時期や方法については別途検討していく。

(2) 私鉄共用駅ではICカード乗り換え用の誤タッチが頻発している。誤タッチ防止策を講ずること。

【回答】お客様にICカードを正しくご利用頂けるよう駅掲示類やホームページにおいて引き続き適切にご案内していく。

(3) ワンマン列車における営業扱いを簡素化すること。

【回答】そのような考えはない。

(4) ワンマンドア扱いは全て「全車」とすること。

【回答】そのような考えはない。

(5) 乗降旅客が増加した無人駅は有人駅とすること。

【回答】要員の配置についてはお客様のご利用動向を踏まえ適切な体制としている。

(6) 「お客様サポートサービス」を無人駅に拡大展開すること。

【回答】今後もお客様サポートサービスを拡大していく計画としているが現時点で具体的計画はない。

(7) 飯田線、新城駅～本長篠駅間は土砂崩壊発生のため6月9日～18日の10日間不通となり豊橋駅～新城駅折り返し運転を実施した。定期券利用者に払い戻しが発生した。現場での指導に問題があった。詳細について明確な説明をすること。

【回答】異常時における払い戻しについては連絡文書にて具体的な取扱いを周知する等、適宜適切に対応している。また、現場での指導に問題があったという認識はない。

〈主なやりとり〉

組合: 今回の事象は、組合員が営業取扱いについて正当なのか判別するのに審査課に直接問い合わせることができなかった。他の駅では営業取扱いで不明な時は審査課に問い合わせていると聞いている。現場管理者の指導に問題がある。

会社: そのような認識はない。

組合: 現場で社員に対するエコヒイキがされている。現場を指導せよ。

12. その他

(1) CMC伊勢事業所では依然として監視カメラが13コも設置されている。撤去させる事。

【回答】関係会社の専権事項であるが防犯の目的で設置していると聞いている。

(2) 社員の出向にあたっては、就業規則に則った正確な説明を行うこと。現場管理者は、誤解を招く言動を慎むこと。

【回答】適宜適切に対応している。

以 上